

平成24年度

— 第4回（定例・臨時） —

教育委員会会議録

開 会	平成24年 5月31日	午前 午後	2時30分			
閉 会	平成24年 5月31日	午前 午後	3時07分			
会議場所	教育委員室					
委員出欠	平田静太郎	出	藤岡庄司	出	松村佳子	出
	花山院弘匡	出	佐藤 進	出	富岡将人	出
議事録署名	教育委員長					
委 員	教育委員長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議案及び議事内容	結果
<p>次 第</p> <p>議決事項 1 第 6 2 回奈良県教職員永年勤務者表彰の実施について（秘密会）</p> <p>議決事項 2 平成 2 4 年度奈良県社会教育委員の委嘱について（秘密会）</p> <p>議決事項 3 奈良県文化財保護審議会委員の委嘱について（秘密会）</p> <p>報告事項 1 平成 2 5 年度奈良県立高等学校入学者選抜実施要項について</p>	<p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>承 認</p>
<p>○委員長「ただ今から、平成 2 4 年度第 4 回定例教育委員会を開催いたします。本日は、委員全員出席で、定足数を充たし委員会は成立しておりますので、これより委員会を開催いたします。」</p>	
<p>○委員長 「まず、はじめに前回の定例教育委員会会議録の承認についてです。」 「お手元に配布の前回定例教育委員会会議録について、各委員内容をご確認ください。」</p> <p>「ご承認を頂けますでしょうか。」</p> <p>※ 各委員一致で承認</p>	<p>承 認</p>
<p>○委員長「議決事項 1 『第 6 2 回奈良県教職員永年勤務者表彰の実施』について、議決事項 2 『平成 2 4 年度奈良県社会教育委員の委嘱』について、議決事項 3 『奈良県文化財保護審議会委員の委嘱』については、いずれも人事に関することですので、秘密会において審議すべきものと考えます。委員のみなさまにお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p>※ 各委員一致で可決</p>	<p>可 決</p>
<p>報告事項 1 平成 2 5 年度奈良県立高等学校入学者選抜実施要項について</p>	
<p>○委員長「報告事項 1 について報告願います。」</p> <p>○教育長「『奈良県立高等学校入学者選抜の基本方針』に基づき、平成 2 5 年度の実施要項をまとめましたので、詳細につきまして学校教育課長よりご報告いたします。」</p> <p>○学校教育課長「平成 2 5 年度奈良県立高等学校入学者選抜実施要項について、その概要を説明いたします。 まず、1 の入試日程については、5 月 2 1 日月曜日に行われました、平成 2 5 年度奈良県立高等学校入学者選抜に関する連絡協議会で協議された内容に基づき、決定させていただきました。この連絡協議会は中学校校長会、高等学校校長協会、中学校進路関係、高等学校入試関係を担当する校長、担当教諭で構成されています。入試日程は大きくは特色選抜、一般選抜、二次募集にわかれます。特色選抜の日程については、面接や実技検査など、多様な検査が行われるので、高校により、検査日を 2 月 2 1 日、2 2 日の 2 日間設定しています。また、大和中央高等学校の入学者選抜については、定時制課程において、A 選抜及び B 選抜の枠組みで実施します。 次に、2 の応募資格については、保護者とともに県内に居住している者で、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 2 5 年 3 月卒業見込の者、中等教育学校前期課程を修了した者又は平成 2 5 年 3 月終了見込の者、学校教育法施行規則第 9 5 条各号のいずれかに該当する</p>	

議案及び議事内容

者、の3点のいずれかに該当するものとなります。

3の特色選抜についてですが、検査は、奈良県教育委員会で作成する国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の検査から、各高等学校が原則として3教科を選択して実施します。さらに、学校独自検査、面接及び実技検査等も、各高等学校が検査を選択して実施できます。入学者の選抜は、調査書成績、当日受検の検査成績等の得点の合計点の多い者から順に合格者とするを原則とします。なお、平成24年度入学者選抜から導入いたしました『調査書の特別な取扱い』については、特色選抜と一般選抜において、昨年度と同様に、中学校での部活動や特別活動など、調査書に記載された活動の記録を点数化して調査書に加算し、募集人員の1割を上限として合否を判定する制度を今回も導入したいと考えています。

4の一般選抜についてですが、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の学力検査を実施し、調査書成績と検査成績を用いて合否を判定することとしています。また、面接についても実施することが出来ます。

5の二次募集についてですが、平成24年度入学者選抜から、国語、数学及び英語の3教科の学力検査と面接を実施して合否を判定することとしています。

6から9の県立大和中央高校入学者選抜、県立十津川高校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜、帰国生徒等特例措置、定時制課程成人特例措置についてですが、県立大和中央高校入学者選抜の定時制課程において、検査内容は国語、数学及び英語の学力検査並びに面接にしたいと考えています。また、県立十津川高校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜においては、奈良県教育委員会が作成した特色選抜の学力検査を使用して、国語、数学及び英語の学力到達度調査を実施し、面接の際の資料としたいと考えています。

次に、調査書の様式の変更について説明いたします。平成24年度から新しい中学校学習指導要領が完全実施となることから、調査書の記載事項について見直しを行うことによって、より適切なものとするために、調査書の様式の変更を行います。具体的な内容として、『学習活動の記録』及び『特別活動の記録』については変更はいたしません。『その他の活動の記録』を『行動の記録』と『スポーツ・文化活動等の記録』に分けまして、『スポーツ・文化活動等の記録』には、スポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動、資格取得等、その実績等を具体的に記入し、『行動の記録』には、学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について、たとえば、基本的な生活習慣、責任感、行動規範に関わるもの等をここに記入してもらい、このような項目において十分満足できる状況にあると判断される内容を記入するものと変更いたしました。

」

○委員長「ただ今の件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」

○平田委員「先ほど説明のあった活動の記録は、それぞれの分野における全般的な活動の記録ということでしょうか。」

○学校教育課長「そういうことです。」

○松村委員「調査書の『学習活動の記録』、『特別活動の記録』、『行動の記録』、『スポーツ・文化活動等の記録』の記載は誰が記述するのですか。」

○学校教育課長「これは中学校1年生、2年生、3年生の担任が各年度末に作成する生徒指導要録の記載内容に従って3年次の担任が記述することになります。」

○松村委員「各教科の学習成績は点数化され合計されたものが判定材料になりますが、活動の記録は選抜試験の点数に加味されるものなのではないでしょうか。」

○学校教育課長「国語から英語までの合計点は、調査書の点数としていわゆる内申点ということになります。学習活動の記録等については直接点数化いたしません。最終合否の判断において配慮する事項として使用いたします。」

議 案 及 び 議 事 内 容

○平田委員「『学習活動の記録』等はこれまでも使用されていたのではなかったですか。」

○学校教育課長「これまでも使用しておりました。」

○教育長「『行動の記録』として記述するのは今回初めてとなります。」

○松村委員「それらと総合的に配慮されるということですね。」

○花山院委員「中学の教員によって記述する内容が変わってくる。しかし、そういう内容に耳を傾けることも必要だと思います。」

○平田委員「これらの内容は中学校に対し既に説明しているのですか。」

○学校教育課長「これから説明の機会を持つと思っています。」

○佐藤委員「特色選抜と一般選抜の違いについては今はどの様になっているのですか。」

○学校教育課長「特色選抜は基本的には各高等学校の中で専門学科を持っている高等学校、及び普通科で特色のあるコースを持つ高等学校で実施するのが特色選抜です。それ以外の普通科を中心に行う入試は一般選抜ということで、日程も特色選抜は2月21日、22日に実施します。一般選抜は3月13日に実施と分けて実施を予定しています。」

○佐藤委員「特色選抜と一般選抜の併願は可能ですか。」

○学校教育課長「それは出来ません。」

○花山院委員「帰国生徒等特例措置についてですが、実際に試験が要項によって実施されると思いますが、応募資格が『ア 保護者の海外勤務に伴う外国での在学期間が、帰国時からさかのぼり継続して2年以上で、平成24年1月1日以降に帰国したもの』、『イ 中国等引揚者等で原則として小学校第4学年以上の学年に編入学したもの』、『ウ 外国人生徒で、原則として小学校第4学年以上の学年に編入学したもの』とありますが、特例措置を実施する3校に、受検する生徒には、どのような生徒がどれ位おられて、どれくらい合格するのか。また、選抜試験は日本語で行われると思いますが、このような生徒に対して何らかの配慮があるのか教えてほしい。日本の中学校の卒業であれば合格基準はあるのでしょうか、帰国生徒に対してもある程度の学力がないと合格できないので線を引くとは思いますが、どのような状況か教えてください。」

○学校教育課長「帰国生徒の特例措置は、法隆寺国際高等学校、高取国際高等学校、二階堂高等学校の3校で実施しているところです。平成24年度実施しました選抜では、法隆寺国際高等学校に3名出願して3名が合格しています。3名のうち2名は外国籍の生徒で、1名は保護者の海外勤務により海外から帰国した生徒です。高取国際高等学校では6名受検しました。全員が外国籍の生徒で6名合格しました。二階堂高等学校では受検の実績はありませんでした。外国籍のうち、国籍では中国籍、ペルー籍等の生徒がいます。配慮としては、特色選抜で実施する試験をそのまま受検となるが、試験問題の読みが難しい場合は、ルビを振る配慮を行っています。」

○花山院委員「受検者すべてが合格していて、不合格の方はいなかったということですか。」

○学校教育課長「そうです。」

○委員長「他によろしいでしょうか。承認してよろしいか。」

※ 各委員一致で承認

議案及び議事内容

その他報告事項

○委員長「この他に報告・連絡事項等はありませんか。」

○教育長「その他報告事項が1件ございます。教育次長から報告いたします。」

1 第2回協議会（勉強会）の概要について

○教育次長「第2回の協議会について報告します。4月26日に開催されましたが、テーマとして大阪の教育行政基本条例と奈良県の方向性についてということで協議いただきました。協議内容は次のとおりです。

第1回協議会で議論となった大阪府教育行政基本条例や、その中に規定されている教育振興基本計画について、事務局から説明がありました。委員からは、他府県の状況についての質疑がありまして、これに対して、教育長から他府県の取組や本県の取組について説明しました。

次に、大阪府教育行政基本条例及び大阪府立学校条例における校長の採用、教員の勤務成績の評定、職員の分限・懲戒処分等について説明を事務局からいたしました。委員から、奈良県の人事評価の仕組みについての質疑がありました。これに対して、教育長から教職員の人事評価制度について、本県の制度について説明いたしました。

最後に、協議会は原則として月1回の開催とすることが合意され、次回のテーマとして、教育委員より『教育委員会制度の歴史について理解を深めたい』との提案がありました。」

○委員長「その他報告事項について、ご意見、ご質問はありませんか。」

※ 各委員了承

○委員長「では、次に秘密会に入ります。」

議決事項1 第62回奈良県教職員永年勤務者表彰の実施について（秘密会）

議決事項1について教育長、教職員課長から説明があり各委員一致で可決された。

議決事項2 平成24年度奈良県社会教育委員の委嘱について（秘密会）

議決事項2について教育長、人権・地域教育課長から説明があり各委員一致で可決された。

議決事項3 奈良県文化財保護審議会委員の委嘱について（秘密会）

議決事項3について教育長、文化財保存課長から説明があり各委員一致で可決された。

○委員長「本日の議案はすべて終了いたしました。この他に報告、連絡事項等はありませんか。」

○委員長「それではこれもちまして、本日の委員会を終了します。」